５香教互第１号
令和５年４月１日

各所属所長　　殿

一般財団法人香川県教職員互助会
理事長　　淀　谷　圭　三　郎

令和５年度厚生事業について（通知）

このことについて、下記の事業を別添実施要領のとおり実施しますので、お知らせします。
厚生事業は「思い出記念旅行補助事業」を除き、該当する会員が令和５年度中に請求(申請)した場合に補助を受けられるものです。貴所属会員に各々の請求(申請)期限までに、請求書等を提出するよう周知してください。令和５年度中に請求（申請）がない場合は補助を受けられませんので、御注意ください。

また、事業の内容や留意事項などを、「福利かがわ」の誌面及び会員専用ホームページ「香川県教職員福利厚生サポートページ」において随時お知らせしています。会員に対し、御一読いただくよう、併せて周知をお願いします。

記

１　厚生事業
（１）入学祝金
令和５年４月以降令和６年３月までの事実発生分が請求対象になります。
（２）思い出記念旅行補助事業
会員期間が２５年以上の会員で、まだ補助を受けていない会員が申請できます。
（３）リフレッシュ旅行補助事業
会員期間の区分に応じて申請してください。今年度中の旅行が補助対象です。
（４）選択型福利厚生（兼宿泊保養施設利用補助）事業
補助金の限度額は２事業あわせて 10,000 円までです。
請求書については、令和５年３月に各所属宛に送付したものを御使用ください。
（コピー可。）掲示板にも掲載します。

２　職務に専念する義務の特例に関する条例第２条第２号「厚生に関する計画の実施に参加する場合」に関する事業について

職務専念義務の免除は、上記１（２)、(３）及び（４）の補助を受ける場合に、認められます。ただし、(４）について、選択型福利厚生事業のみで補助を受けた場合は、宿泊保養施設利用にかかる職務専念義務の免除（２日以内）は取得できませんので、御注意ください。